

東石山中学校区地域クラブ 規約〔案〕

第1章 名 称

第1条 (名称)

部活動保護者が母体となって運営する活動団体の総称を「東石山中学校区地域クラブ」とし、各団体の名称を「東石山中学校区○○○○クラブ」(○○○○は競技・活動名)とする。また、運営に当たる保護者の名称を「○○○○クラブ保護者会」とする。

第2章 総 則

第2条 (位置付け)

東石山中学校に設置する部活動に所属する生徒及びその保護者が、「東石山中学校区地域クラブ規約」及び「東石山中学校区○○○○クラブ内規」に基づいて行う活動とし、運営は各クラブ保護者会が担うものとする。

- 1 令和6年度から、休日の活動を「部活動」から「地域クラブ」に移行し、保護者会で完全運営していくことを目標とする。長期休業中も同様とする。
- 2 平日の活動については、令和7年度は教員の勤務時間内において部活動指導を行い、それに引き続いて活動する場合は「地域クラブ」に移行して保護者会によって運営していくことを目指す。長期休業中は、教員の勤務時間内における部活動として行うことを基本とする。
- 3 現在進められている新潟市の地域移行に向けての方針を受けて、令和5年度より3年間は「地域移行」に向けた改革集中期間とし、令和8年度の「地域移行」完了までの移行期に地域クラブとしての体制を整え、教員と協力しながらも保護者会が主体的に運営できるようにする。

第3条 (目的)

部活動との連携を図りながら、学校の教育活動外の時間帯においても物心両面から援助し、安全でかつ充実した活動が行えるようにすることを目的とする。

第4条 (事業)

第3条の目的を達成するために、活動の援助と協力、その他目的達成のために必要な事業を行う。その際、以下の内容に従うものとする。

- 1 学校教育活動内の部活動は、学校で定められた時間内とし、それ以外の活動は、地域クラブとしてクラブ保護者会の責任で行う。
- 2 活動日や活動時間、活動にあたっての基本的な考え方は、新潟市が定める部活動ガイドラインに基づくものとする。

第3章 地域クラブの加入申込及び取消

第5条 (加入資格及び条件)

地域クラブへの生徒の参加は、東石山中学校各部活動に所属する生徒のうち、本人及び保護者が希望する者とする。また、生徒が加入した場合は、必ず保護者も加入するものとする。

る。なお、東石山中学校以外の児童生徒や地域クラブの活動への協力を希望する大人で参加希望がある場合は、クラブ保護者会でその可否を判断する。

第6条（申込方法）

生徒の加入申込は、別に定める「地域クラブ加入申込書（様式1）」を当該クラブ保護者代表に提出することで完了する。なお、申込書は各クラブ保護者会で管理するとともに、地域クラブ加入生徒名簿を、部活動顧問を通じて校長に提出する。

第7条（加入期間）

生徒の地域クラブの加入期間は、入会から3年時の部活動引退までの期間を原則とし、保護者もそれと同じとする。ただし、部活動引退後も地域クラブでの活動を継続したい場合は、その限りではない。

第8条（取消方法）

途中で地域クラブの加入申込を取り消す場合については、随時、別に定める「地域クラブ加入申込取消届（様式2）」を当該クラブ保護者会代表に提出する。

第4章 組 織

第9条（生徒代表）

各地域クラブにおいて生徒代表1名を選出する。なお、特別の事情がない場合は、部活動の生徒代表（部長）が当該クラブの生徒代表を兼任することとする。

第10条（保護者の組織）

地域クラブ運営については、保護者による「クラブ保護者会」を組織し、年1回以上の会合を開いて運営方針等について協議し、決定することとする。

第11条（保護者代表）

第10条に定める会合において、クラブ保護者会の代表1名を選出する。なお、特別の事情がない場合は部活動の保護者会代表が当該クラブ保護者会代表を兼任することとする。

第12条（役員）

クラブ保護者会におく役員については、次のとおりとする。

1 次の役員をおく。

- ・ 代 表（1名） 保護者会を代表し、会務を総理する。
- ・ 副代表（若干名） 代表を補佐し、事故あるときは職務を代行する。
- ・ 会 計（1名） 会費の徴収や経費の支出を行い、会費を管理する。
- ・ 監 査（2名） クラブ保護者会の会計を監査する。
- ・ その他必要な役員

2 任期は当該年度の1年とし、再任を妨げない。

3 退会その他の理由により役員が不在となった場合は、他の保護者が職務を代行する。

第13条（会議）

各クラブ保護者会における会議は、次に定めるとおりとする。

1 総会（クラブ保護者会議）及び役員会とし、代表が招集する。

2 議事は出席者の過半数により議決する。

3 総会は、毎年1回、3年生の引退後なるべく早い時期に開催する。ただし、代表が必

要と認めたときは臨時総会を開催することができる。

4 総会は次の事項を承認及び議決する。

- ・ 内規の制定、改正
- ・ 役員を選出
- ・ 事業計画及び予算、決算
- ・ その他必要な事項

5 役員会は必要に応じて開催し、目的を達成するために必要な事項を協議議決する。

第14条（連絡手段）

各クラブ保護者会において、練習の中止や怪我等の対応など、必ず連絡を取り合うことができるように、連絡手段を確立する。

第5章 活動

第15条（活動条件）

各地域クラブの活動及び運営の責任者は所属する生徒の保護者とし、以下の条件の下で活動を行う。

- 1 原則2人以上の保護者の監督下で活動するものとする。
- 2 大人の外部指導者（教員を含む）がいる場合は、保護者の監督が1人しか確保できない場合でも活動してよいものとする。
- 3 上記1、2によらない場合は、地域クラブの活動を行わない。

第16条（欠席等の管理）

地域クラブ活動において、事前に欠席や遅刻等を把握している生徒については、監督する保護者へ周知する。参加予定の生徒が参加していない場合、監督する保護者は不参加生徒の家庭へ連絡・確認し、その後の対応を行う。

第17条（外部指導者）

原則として、指導には専門的な技能を有する専門家を招聘し、以下の内容を踏まえた上で外部指導者として指導を行ってもらうこととする。

- 1 部活動及び地域クラブの運営方針を理解し、協力的に活動することができる。
- 2 新潟市の部活動ガイドラインの内容を理解し、遵守する。
- 3 活動における傷害等に備え、クラブ保護者会で用意する保険に加入する。
- 4 契約は単年度とする。ただし、本人及びクラブ保護者会の双方が延長を希望する場合は、延長できるものとする。
- 5 報酬は、クラブ保護者会より支出する。目安となる金額をクラブ保護者会代表者会で決定し、それを基本とした額を年度末に支払う。

第18条（教員による指導）

部活動顧問である教員が地域クラブでの指導を希望する場合、以下の内容を踏まえた上で外部指導者として指導を行ってもらうこととする。

- 1 あくまでも顧問である教員自身が希望し、それをクラブ保護者会が承諾する場合であり、クラブ保護者会から教員に対してクラブの指導者となることを要請するものではない。

2 他の外部指導者の場合と同じく、クラブ保護者会より報酬を支払う。金額は、別途定める。

3 他は、第17条の内容に準ずるものとする。

第18条（登録・引率）

登録、公式戦等の引率及び申込について、保護者対応が可能な場合は、保護者で行うことも可能とする。ただし、地域移行に向けてのステップ段階であり、教員が全く手を離すということではないため、部活動顧問と連携をとって進めることとする。

第19条（公式試合）

大会等の公式試合については、公式試合の規定に基づき、部活動顧問と当該クラブ保護者会代表で検討の上、部活動か地域クラブのいずれで参加するかを決定する。部活動として参加する場合は部活動顧問が中心となって対応し、地域クラブとして参加する場合は、可能な範囲で部活動顧問の協力を仰ぎながら、クラブ保護者会が中心となって対応する。

第20条（練習計画）

クラブ保護者会で練習及び練習試合等を計画する場合は、必ず事前に顧問に報告（含：月別活動計画書の提出）する。その際、月別の体育館等使用割振を予め学校が行い、それに基づいて練習等の計画を立てる。

第21条（練習道具）

道具等については、部活動と共有して利用する。ただし、ユニフォームや練習着、シューズ、ラケットなど個人で使用する用具については個人負担とする。

第22条（校舎への出入り）

校舎への出入りのために、地域クラブ用の鍵（㊤学校開放玄関、㊦職員玄関）を作り、それぞれ玄関入り口（外側）にキーボックスを設置して管理する。それ以外で活動に必要な鍵は、それぞれの玄関内に別のキーボックスを設置し、そこで管理する。鍵を使用する際は、クラブ保護者会の責任の下で管理する。

第23条（平日の活動）

平日（月～金）において、部活動がないときや部活動が終わった後に地域クラブとして活動する場合は、活動終了時刻を午後6時45分、最終下校時刻を午後7時とする。その場合の施設の管理は、第22条に示すとおりとする。

第24条（自転車の利用）

自転車の利用については、以下のとおりとする。

- 1 平日の部活動及び平日・休日の学校での地域クラブ参加時は、基本的に徒歩とする。
- 2 休日に練習や試合等の参加のために自転車を使用する場合は、「自転車使用許可願」を提出の上、他の活動等に邪魔にならないように、クラブごとに責任者の指示に従い、まとめておく。なお、自転車使用にあたっては、自転車保険への加入及びヘルメットの装着を条件とする。

第6章 事故及び怪我の対応

第25条（事故等への対応）

事故や怪我が発生した場合は、別紙「スポーツ事故対応ハンドブック」を基に、クラブ保

護者会及び地域クラブ指導者は受傷者への対応を優先するとともに、早急に当該生徒の保護者へ連絡する。なお、病院等を受診した場合は、学校にその旨の連絡を入れる。

第26条（保険）

地域クラブの活動における傷害等については、地域クラブ加入者（生徒、保護者及び外部指導者）が、別途スポーツ傷害保険や賠償責任保険に加入することとする。その際、生徒及び外部指導者は加入を必須とし、保護者は任意とする。

第27条（補償）

会員の事故の補償は、原則として加入するスポーツ傷害保険や賠償責任保険による補償を限度とする。しかし、事故の内容や状況により、当事者（加害者）や保護者に追加の補償が求められる場合がある。

第7章 会計及び収支決算

第28条（経費）

地域クラブの運営に必要な経費は、会費をもって充てる。なお、外部からの寄付金等がある場合は、寄付等の目的に照らして校長と協議の上、使途や配分等を決定する。

第29条（会費）

会費は、保護者の過重負担とならない範囲で各クラブ保護者会において金額を決定する。

第30条（会計年度）

原則として、毎年9月1日に始まり、翌年の8月末日をもって終わる。ただし、各クラブ保護者会において別に定める場合は、この限りでない。

第31条（決算及び報告）

各クラブ保護者会が収支決算及び決算報告をする。

第8章 その他

第32条（規約の改正）

本規約の改正は、クラブ保護者会代表者会の協議において改正案を作成し、その案について校長及び部活動担当教員の確認を経て改正とする。

第33条（内規）

部活動規約及び本規約に基づき、各地域クラブの運営に関する詳細（内規）は、各地域クラブで定める。

第34条（委任）

本規約によらないものは、クラブ保護者会代表者会と校長との協議による決定によるものとする。また、各クラブの内規によらないものは、各クラブ保護者会の役員会によって協議・決定する。

（附則） 本規約は、令和6年6月1日から施行する。